

平成 22 年 5 月 12 日

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗

同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 22 年 3 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、議員から選任された監査委員である多賀谷俊史及び金子光良は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、除外となっています。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

条例では、政務調査費は、大阪市会における会派及び議員に対して交付されるものとされている。会派に対する政務調査費の月額額は 600,000 円又は 100,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とされている。会派が 600,000 円を選択した場合、議員には交付されず、会派が 100,000 円を選択した場合に限り議員にも交付され、その額は月額 500,000 円である。平成 20 年度において、大阪市会の各会派は全て 600,000 円を選択しているため、議員に対して政務調査費は交付されていない。政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費を市規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならないとされている。

会派に交付される政務調査費の使途基準、議員に交付される政務調査費の使途基準は規則別表において各々規定されており、会派に交付される政務調査費は「会派が行う」もの、議員に交付される政務調査費は「議員が行う」もの、というように峻別されている。したがって、会派に交付された政務調査費を、議員個人の支出はもとより、

議員個人の政務調査費に対しても流用することは許されない。

自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団は、平成 20 年度に交付された政務調査費のうち政務調査補助職員雇用費の 18,337,056 円は議員個人に関する支出であり、同会派の政務調査費には該当しないから、同額を市に返還する義務を有する。また、同議員団は上記支出が同会派の政務調査費に該当しないことにつき悪意である。

よって、監査委員は、自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団に対して、上記 18,337,056 円及びこれに対する平成 21 年 5 月 1 日から支払済まで年 5 分の割合による利息の支払を請求するよう市長に勧告することを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件請求においては、請求人が問題とするのは、本市職員等の当該行為等というよりはむしろ、その前提として会派が構成議員に対して行った政務調査費の支出が、市規則に定める「会派が行う」調査研究活動等に該当しないとするもの（規則に定める「会派性要件」違反）と解されるのであって、本来主張すべき本市職員等の当該行為等については何ら具体的、明示的に主張しているものではない。

仮に、会派が規則に反する明らかな違法支出を行っているにもかかわらず、本市職員等が会派に対する返還請求を違法不当に怠っているという「財産（債権）の管理を怠る事実」を請求の対象とするものと見るにしても、対象の特定の後、本来、請求人において具体的な理由をもって摘示主張すべき本市職員等の「財産（債権）の管理を怠る事実」についての固有の違法不当性が、何ら摘示主張されておらず、対応する事実証明書の添付等もない。

加えて、請求人が問題とする「会派性要件」自体についても、平成 21 年 7 月 7 日最高裁判決によれば、「『会派が行う』調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派

の代表者が会派の名においてした行為は会派自らがした行為と評価されるものである」とされ、これらの点について具体的な検討を行わず会派が構成議員に対して政務調査費の支出を行ったことをもって直ちに規則違反と主張するものと解される本件請求は、そもそもの前提すら欠くものと言わざるを得ない。

そうすると、いずれにしても、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。